

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十三号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号」の下に「。以下「給与条例」という。」を、「受けない職員」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対し、旅費を支給する場合において、その基礎となるべき職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 給与条例第二条に規定する職員であるものとした場合に各給料表の適用を受ける職員 当該適用を受ける各給料表及びその職務の級に応じて、条例第二条及び前項の規定を適用した職務の級

二 給与条例第二十三条の五の規定により給与の額が定められている職員 旅行命令権者が定める職務の級

第三条第一号中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第五号中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、「支給される職員」の下に「（給与条例第二十三条の二第五項又は給与条例第二十三条の三第三項の規定により、これらと同等の費用弁償又は通勤手当が支給される職員を含む。）」を加え、同条第十一号中「。以下「法」という。」を削る。

別表の一中「(昭和三十五年法律第二六一号)」を削る。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。